



人権の花を咲かせよう ④

差別をなくしていくために 私たちにできることは？

「私は差別をしたことも、されたこともない」という人がいるかもしれない。しかし、差別は、家庭や職場における男女差別や配偶者などからの暴力、セクシャルハラスメント、学校や地域で起きているいじめや体罰、児童虐待、高齢者に対する就職差別や身体的・心理的虐待、障害のある人が入学を拒否されるなど、私たちの身の回りでも多くの人権問題として起きています。また、部落差別により、今なお結婚を妨げられたり、就職で不公平に扱われたりすることもあります。

差別や人権問題をなくすために私たちにできることは、何よりも、このような差別について気づくことが大事です。

また、相手の気持ちを考え、思いやることの大切さを多くの人に認識してもらうよう、さまざまな啓発活動も展開されています。

差別は、すべて人によって作

られたものです。それなら、人によってなくすことができるはず。そして、このことをしっかりと知った上で、差別を許さない強い心を持ち、自分のこととして行動していくことが大切です。

幸せに暮らせる社会の実現のため、あらゆる差別をなくす努力をしていきましょう。

人権相談 人権相談員が相談を受け付けています。

人権推進課相談室 (市役所本庁4階)	毎週 月・水・木曜日	10時～16時 (祝日・年末年始は除く)
サン・シープラザ(3階)	毎週火・金曜日	
各人権文化センター	毎週月～金曜日	

問い合わせ先 人権推進課(☎0848⑥76044)
人権文化センター(☎0848⑥61111)
本郷人権文化センター(☎0848⑥63333)
大和人権文化センター(☎0847③31308)

人権標語

(小学1年生の作品)

したくない されたくないよ なかまはずし



個人の家を会場として使う催眠商法

《相談内容》

5日前、近所の家の車庫から「移動スパーを開店、日用品を激安で提供」との呼び込みがあった。興味があったので行くと、会場の雰囲気は、まるで、羽毛布団を25万円で購入。うち1万円を払った。高額なので返品したい。

《アドバイス》

これは、日用品を無料で配ったり、くじが当たったなどと言って空きビルや仮設テントの特設会場などに誘い込む「催眠(SF)商法」の典型的な手口です。最近では、会場に民家の車庫や団地の一室などを使うケースもありますが、費用面などで手軽なことや参加者の警戒心を薄めるためと思われる。

無料の商品などでつられて会場に行くと、販売員は大勢の力で客に拳手を求めて日用品をタダ同然の値段で次々

と販売。「買わなきゃ損」という会場の雰囲気や巧みに作られた上で、最後には高額な羽毛布団や健康器具などを購入させられてしまいます。狙われるのは多くの場合、高齢者です。一度会場に入ると契約するまで外に出られず、執拗に勧誘されたり、お金が無いと言っても販売員が金融機関に付いてきたりするなどのケースもあります。

消費者の心理を巧みに突く催眠商法は、訪問販売に分類されます。相談者には、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフが可能なので書面を出すよう助言しました。

くれぐれも会場には安易に足を運ばないようにしましょう。周囲の人の見守りも大切です。

消費生活相談室 市役所本庁5階
☎0848⑥76410

とき 20日を除く月～金曜日
9時～12時、13時～16時

7月の消費生活巡回相談
10日(金) 14時～16時
本郷支所

17日(金) 14時～16時
久井支所

24日(金) 10時～12時
大和保健福祉センター

問い合わせ先 商工振興課
☎0848⑥76072 FAX 0848④4103